

第19号議案

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱 野 健

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和47年品川区条例第15号）

の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 事業承継推進企業者 中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものという。

ア 事業の承継を3年以内に行う見込みがあるもの

イ 事業を承継してから5年を経過していないもの

第3条の表4の項中「30,000,000円」を「35,000,000円」に改め、同表6の項中「30,000,000円」を「40,000,000円」に改め、同表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から12の項までを1項ずつ繰り上げ、同表13の項の前に次の1項を加える。

12	事業承継 支援資金	20,000,000円	年6パーセント以内	据置き6月を含む7年以内	事業承継推進企業者
----	--------------	-------------	-----------	--------------	-----------

第4条第1項中「第2条第1号から第7号まで」を「第2条第1号から第8号まで」に改め、同項第2号ただし書中「転業資金または創業支援資金の融資

を受けようとする場合（創業支援資金にあつては、第2条第5号アおよびイに該当する者が融資を受けようとする場合に限る。）を「第2条第6号アおよびイに該当する者が創業支援資金の融資を受けようとする場合」に改め、同項第3号中「（転業資金の融資にあつては同一場所で3年）」を削り、同条中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 事業承継支援資金の申込みに係る場合にあつては、第1項各号に該当することのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 第2条第5号アに掲げるもの 区長が適切と認める事業承継計画を策定し、当該計画の実施に取り組むこと。
- (2) 第2条第5号イに掲げるもの 区長が適切と認める事業計画を策定し、経営の安定化および事業の活性化に取り組むこと。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（説明）事業承継支援資金を設置するとともに、団体事業資金および事業活性化資金の融資限度額を引き上げるほか、転業資金を廃止する必要がある。